

第4節 コンテンツ・アプリケーションの推進及び人材の育成

1 ブロードバンド・ネットワーク時代に対応した新たなコンテンツ流通市場の形成

- 良質なコンテンツの豊富な供給に向けた環境整備

e-Japan戦略が目指す「世界最高水準のIT国家の実現」のためには、良質なネットワーク・コンテンツを増大させ、インフラ整備・コンテンツ充実の好循環を創出していくことが重要である。このため、総務省は、ブロードバンド・ネットワーク時代に対応した新たなコンテンツ流通市場の形成に向けて、以下の施策を推進している。

- (1) ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進
- 放送のデジタル化、インターネットのブロードバ

ンド化の進展がコンテンツに対する需要の増加をもたらす一方で、コンテンツのネットワーク利用に際し著作権等を処理する契約に関するルールが確立されていないこと等によりコンテンツ流通の円滑化が図られていない現状を踏まえて、総務省では、平成13年2月から「デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会」を開催し、円滑なコンテンツ流通市場の形成に向けた制度的・技術的課題と具体的方策等について検討し、同年7月に報告書を取りまとめた(図表)

図表 「デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会」取りまとめ(概要)

政府のアクション・プログラム

(1) 権利処理の円滑化

著作権等のクリアランスシステムの実証  
著作権等の権利を権利者と利用者との間で円滑に取引する市場が成立すれば、ネットワーク上でのコンテンツ流通が活発化。著作権のビジネスの環境整備を目指す。

取引ルールの整備  
コンテンツの二次利用には全権利者の利用許諾が必要で、膨大な時間とコストを要している現状を改善するため、コンテンツの諸権利の取引をper transactionで把握。取引で生じる利用料を一定のルールで計算、収益配分するコンセンサスを関係者間で形成。

(2) ブロードバンドコンテンツ流通を支える技術の開発と実装

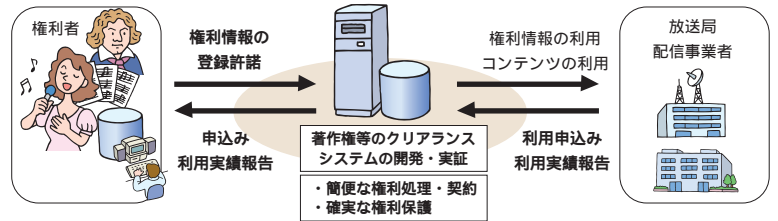
ブロードバンドコンテンツの流通を支える関連技術の研究開発に実証フィールドを提供。  
例えば  
・同時・大量アクセスやサイト攻撃への耐性を備えた配信システムを支える技術の確立のため、実証環境を創造。  
・デジタルコンテンツの円滑かつ安全な流通に必要な認証技術と制度を検証。

(3) 教育分野におけるブロードバンドコンテンツの流通促進 ("EduMart"構想)

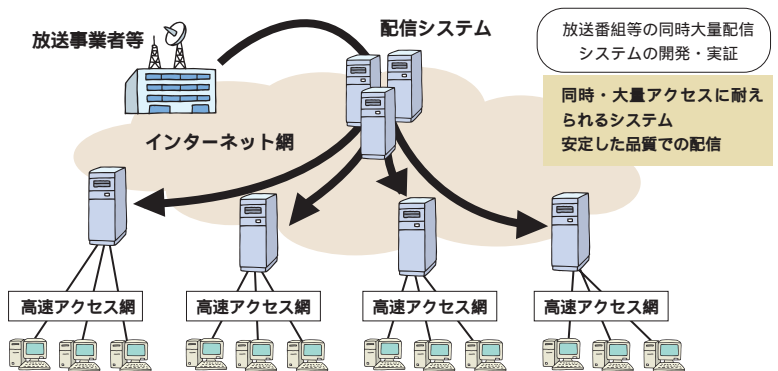
自然、文物、実験風景等を扱うコンテンツは、概して権利関係が単純な上、教育目的であれば権利者の利用許諾が得やすい。しかも、学校というクローズドな利用環境を前提にすることが可能なので、権利のコントロールが比較的容易。  
教育分野に特化した形で著作権等の処理等を実証し、現実

に教育現場へのブロードバンドコンテンツの流通を促進。

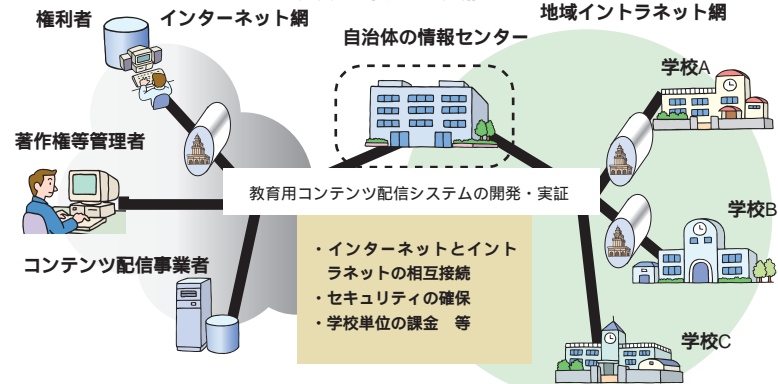
著作権等クリアランスシステムの実証イメージ



同時・大量アクセス配信システムの実証イメージ



"EduMart"の実現に向けた実証イメージ



本報告書を踏まえ、総務省では、平成14年度から、「コンテンツ流通のための権利処理システムの開発・実証」、「ブロードバンド・コンテンツの流通技術の開発・実証」、「教育用コンテンツ流通プラットフォームの開発・実証」など、ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進に向けた各種施策に取り組むこととしている。

(2) 次世代インテリジェントコンテンツ流通システム開発促進事業

総務省では、平成10年度より13年度まで、「創造的情報通信システムの研究開発」の一環として、双方向機能や蓄積機能など、デジタル技術を活用した高機能なブロードバンド・コンテンツの利用促進を実現するコンテンツ流通システムについて、通信・放送機構において研究開発を委託して実施している。

(3) 放送番組の二次利用促進のためのデータベースマネジメントシステムの開発

放送番組制作事業者等が個別に整備している放送番組の既存データベースを活用し、共通データベー

スの整備による放送番組の二次利用促進のためのデータベースマネジメントシステムの開発を平成11年度より実施している。

(4) 放送番組制作設備等のデジタル化支援

地上デジタル放送の早期の普及を促進するため、これに関連する放送番組制作設備等を対象に、税制上の特例措置及び日本政策投資銀行等による無利子・低利融資並びに平成11年11月に施行された「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」に基づく通信・放送機構による債務保証が行われている

(図表 )

(5) 放送番組の保存のための研究開発

放送番組を収集・保存する番組ライブラリ<sup>(注)</sup>のデジタル化を行い、これをネットワークで結び、遠隔地から高速で検索・視聴できるようにするシステム及び地域情報番組等の比較的短時間の放送番組を視聴ブースからリクエストに応じて効果的に視聴・提供するシステムについて、通信・放送機構において、平成11年度より研究開発を実施している。

図表 地上テレビジョン放送事業者及び放送番組制作事業者のデジタル化支援 (税制・金融上の特例措置)

	措置内容	対象事業者	対象設備
国 税	法人税についての特別償却 (特別償却率15%)	・地上テレビジョン放送事業者 (全国、関東・近畿広域圏局を除く。)	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置
	所得税についての特別償却 (特別償却率15%)	・放送番組制作事業者	・デジタル番組制作設備
地方税	固定資産税の軽減 (取得後5年間の課税標準を3/4)	・地上テレビジョン放送事業者	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置 ・デジタル送受信装置
財政投融资	日本政策投資銀行等による低利融資	・地上テレビジョン放送事業者 ・地上ラジオ放送事業者 ・放送番組制作事業者 ・リースするために取得する者	・放送設備 ・中継局設備 ・土地及び建物 等
NTT-C・C'	日本政策投資銀行等による無利子・低利融資	・地上テレビジョン放送事業者 (全国、関東・近畿広域圏局を除く。)	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置
債務保証	通信・放送機構による資金の借入等による債務保証	・地上テレビジョン放送事業者	・デジタル番組制作設備 ・デジタル伝送装置 ・デジタル送受信装置

(注) 番組ライブラリとは、国民的財産ともいえる優良な放送番組等が収集・保存されたもので、現在は、放送法に定める指定法人である(財)放送番組センターが整備している

## 2 テレワーク・SOHOの推進

### - 新たに2か所の情報バリアフリー・テレワークセンター設置

テレワーク・SOHO (Small Office Home Office) とは、情報通信を活用した遠隔型の勤務形態であり、通勤負担の軽減、育児・介護と就業の両立、女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、地球環境への負荷削減等の様々なメリットがある。総務省では、テレワーク・SOHOを普及・促進するために、以下の施策を推進している。

#### (1) 地域における施設整備

テレワークセンター施設整備事業

平成6年度より、都道府県、市町村及び第三セクターが、地域住民が共同で利用することのできるテレワークセンターを整備する場合、施設・設備費、用地取得費・道路費を補助している。

情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業

平成10年度より、都道府県、市町村、第三セクター及び公益法人が、高齢者・障害者が使いやすい情報通信システム等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンターを整備する場合、センター施設、送受信装置、情報通信利用装置、用地取得費の経費の一部等を補助している。平成13年度からは当該事業の実施主体として、特定非営利活動法人(NPO)及び社会福祉法人を追加し、平成13年度末現在、4か所で事業を行っている(図表)。

なお、平成14年度からは同制度を、地域におけるバリアフリー型IT利用拠点として、高齢者・障害者等誰もがITを容易に利用できる「IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業」へと拡充し、高齢者・障害者等の就業機会の拡大、情報リテラシー向上等を図ることとしている。

#### (2) 情報通信システムの構築・研究開発

SOHO等支援情報通信システムの開発

平成11年度より、通信・放送機構を通じて、SOHOや在宅テレワーカーのサポートに資する高度な情報通信システムを構築・展開していくための研究開発を行っている。

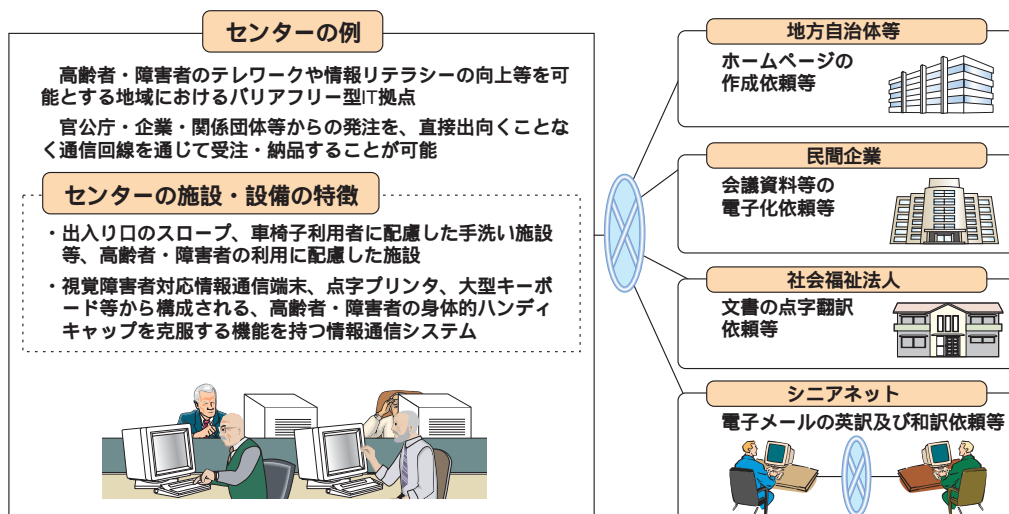
SOHOディレクトリの開発

平成12年度より、インターネット上でSOHO事業者を閲覧・検索できるシステム「SOHOディレクトリ(電子電話帳)」について検討を行っており、検討結果について公表しているところである。

#### (3) テレワーク・SOHO支援特別融資制度

平成12年度より、在宅勤務及びサテライトオフィス勤務のための施設を自ら整備する企業及びSOHO向け貸しオフィスの整備などテレワーク・SOHOを支援するための施設を整備する事業者に対し、日本政策投資銀行等を通じて、事業の実施に必要な設備の取得に係る資金の融資を行う制度を整備している。

図表 IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業のイメージ



### 3 情報通信ニュービジネスの振興

#### - 21世紀を切り拓くニュービジネスをサポート

総務省では、情報通信分野におけるニュービジネスの振興を図るため、各種支援措置を講じている。

#### (1) テレコム・ベンチャー投資事業組合による資金的支援

平成10年5月に設立されたテレコム・ベンチャー投資事業組合では、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき、総務大臣から「通信・放送新規事業」として認定を受けた事業者で、新設又は設立後5年以内で資本金が10億円以下の法人（第一種電気通信事業者の許可を受ける法人については、資本金15億円以下の法人）を対象に出資を行っている。出資上限は、一認定事業者当たり、2億円を限度として、資本金の最大30%以内としている。なお、平成13年度においては13社に対し出資を行い、累計で28社に出資している。

#### (2) 先進技術型研究開発助成金制度（テレコム・インキュベーション）による技術シーズの事業化支援

通信・放送機構では、通信・放送分野の先進的・独創的な技術の研究開発を行うベンチャー企業等に対し、研究開発費の一部を助成する制度（先進技術型研究開発助成金制度）を設けている。また、平成

11年度からは、大学等と共同で行う研究開発に対する助成枠（産学連携枠）及び通信・放送機構が指定する特に成長性が期待できる技術分野の研究開発に対する助成枠（重点技術分野枠）を追加した。なお、平成13年度においては9件に対し交付決定を行い、累計で130社に交付している。

#### (3) 情報通信ベンチャー助成金制度による新規事業化支援

通信・放送機構及び（財）マルチメディア振興センターでは、情報通信ベンチャー企業への支援を拡充強化することを目的に、新規事業化に必要な資金（試作開発費等）で500万円を限度に、助成対象経費の2分の1の金額を助成する制度を設けている。なお、平成13年度においては、50件に対し交付決定を行った。

#### (4) 情報通信ベンチャー支援センター

通信・放送機構では、インターネット上に情報通信ベンチャー支援センターを設けて、弁護士や公認会計士などの専門家によるベンチャー企業への経営相談・指導等を無料で行っている（図表）。また、公募案内等の情報をベンチャー支援ニュースにて配信している。

図表 情報通信ベンチャー支援センターのサイト画面



4 人材の育成

(1) 学校インターネットの推進

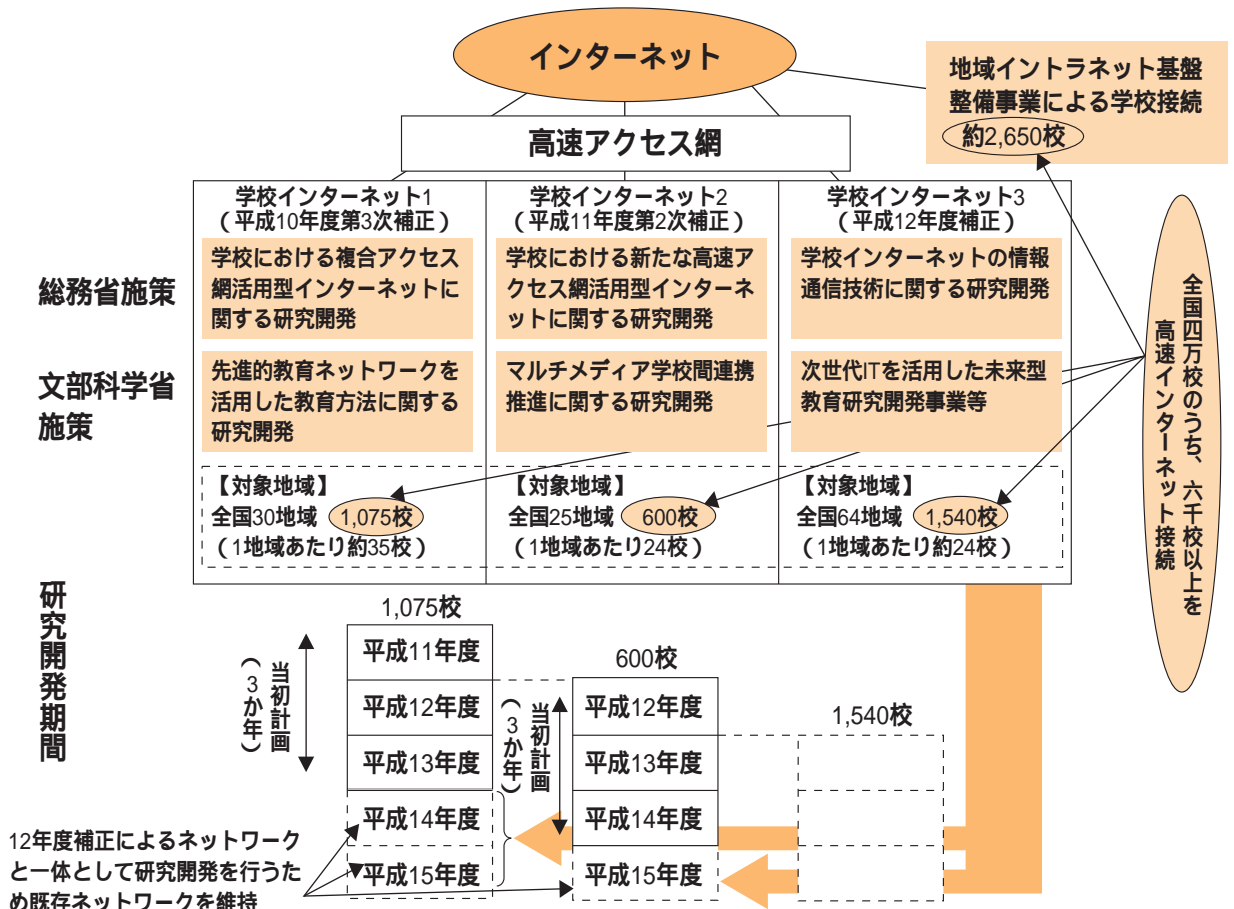
- 平成13年度にすべての公立学校がインターネットに接続

将来の高度情報通信社会に生きる児童生徒に、情報化に主体的に対応できる資質や能力を育成することは、学校教育の極めて大きな課題である。我が国の公立学校におけるインターネット接続率（平成13年3月末現在）は81.1%（前年度57.4%）であり、平成11年度より23.7ポイント上昇した（1-4-2(2)参照）。平成13年度にはすべての公立学校がインターネットに接続可能な環境整備が行われ、平成14年度からは情報教育の充実を図ることとした新しい教育課程が開始されたところである。

総務省では、教育分野におけるインターネットの活用を促進するため、文部科学省と連携して平成11

年度から学校インターネット事業（「学校における複合アクセス網活用型インターネットに関する研究」、いわゆる学校インターネット1）を開始し、平成12年度から開始された「学校における新たな高速アクセス網活用型インターネットに関する研究」（学校インターネット2）及び平成13年度から開始された「学校インターネットの情報通信技術に関する研究開発」（学校インターネット3）と合わせ、全国で約3,000校の小中高等学校を高速インターネットに接続して、高速回線を用いた効果的な教育方法等についての研究開発を実施中である（図表）。

図表 学校インターネット施策の概要



## 4 人材の育成

### (2) 専門技術者の育成

#### - 情報通信分野の高度なIT技術者の確保

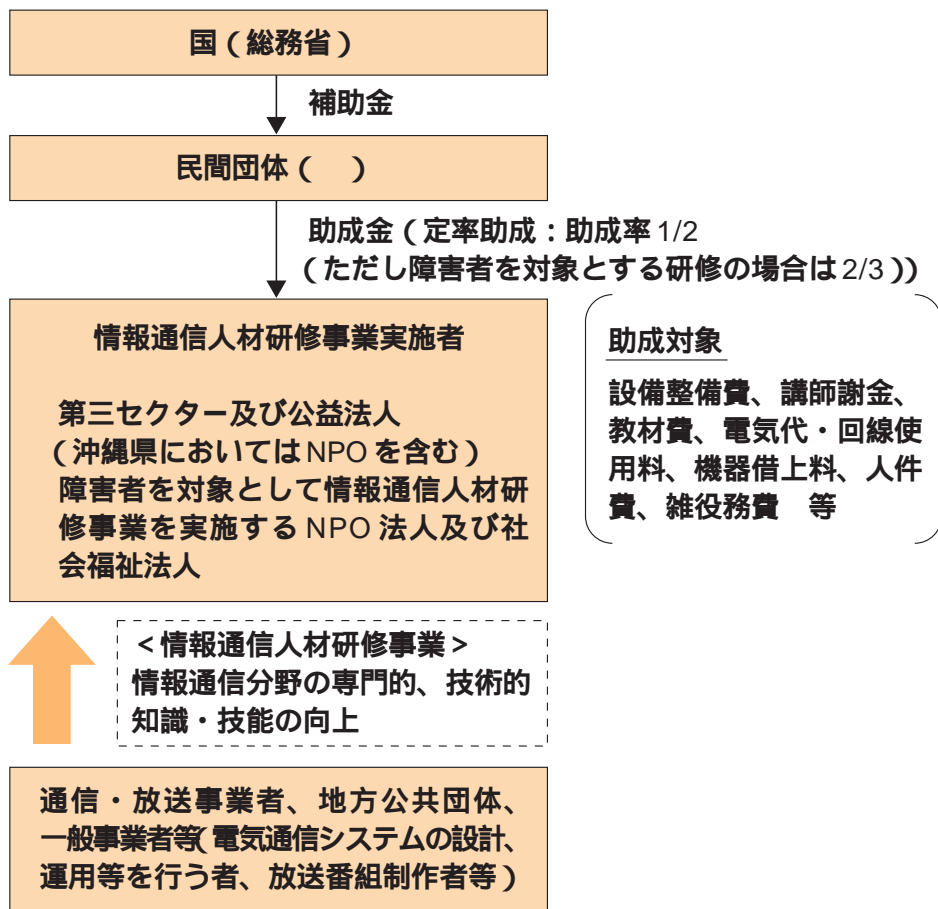
情報通信分野は、高度な技術力により急速に発展している分野であり、ITを活用して既存産業の国際競争力を維持・強化していくために、高度なIT技術者、研究者が不可欠である。しかし、現状では、このような高度な技術力を有する人材は、社会のニーズに必ずしも合致しているとはいえない状況である。e-Japan重点計画においても、大きな柱の一つである「教育及び学習の振興並びに人材の育成」の目標の一つとして、平成17(2005)年までに、米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者を確保する、とされているところである。

そこで、総務省では、平成13年度より、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、IT人的資源大国となることに貢献することを目的として、「情報通信人材研修支援制度」を導入した。同制度では、情

報通信人材研修事業を実施する第三セクター法人及び公益法人を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成(助成率2分の1)するもので、平成13年度当初予算では12件、平成13年度補正予算では13件を採択したところである。平成14年度は、第三セクター法人及び公益法人に加え、障害者を対象として情報通信人材研修事業を実施するNPO法人及び社会福祉法人を助成対象とする等の拡充措置を講じたところである。

また、平成13年4月には、電気通信事業者協会ほか6団体がネットワーク情報セキュリティマネージャー推進協議会(NISM推進協議会)を設立し、同年9月から資格認定講習を実施し、情報通信ネットワークに関するセキュリティの専門家を育成している。

図表 人材研修事業支援制度のイメージ図



平成13年度当初予算については通信・放送機構による間接補助